

第19回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成25年5月23日午後1時30分から午後4時まで

2 場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

櫻野紀之，金山陽一，作田一則，柴田史郎，柴田紀子，谷村和宏，中本義徳，
西尾 進（委員長），堀岡啓信，宮本奈緒美，和田三貴子（五十音順，敬称略）

(2) 事務担当者

岩武首席家裁調査官，橋本首席書記官，池田事務局長，畦地総務課長，田中
総務課課長補佐，竹原庶務係長

4 議事

(1) 委員長開会挨拶

(2) 新任委員の紹介及び挨拶

(3) 金沢家庭裁判所委員会委員へのアンケートにおける質問事項に対する回答及びアンケート結果の報告

(4) 名古屋高等裁判所金沢支部，金沢地方・家庭・簡易裁判所合同新庁舎見学

(5) 本日のテーマ「市民が利用しやすい家庭裁判所の今後の在り方について - 新 庁舎の完成を迎えて - 」についての基本説明

ア 金沢裁判所合同庁舎の新営について

イ 「市民が利用しやすい家庭裁判所」と家庭裁判所の広報活動について

(6) 意見交換

ア 新庁舎の設備等について

別紙1のとおり

イ 新庁舎の完成を迎え，市民から，家庭裁判所をより一層身近な存在と感じ
てもらうため，家庭裁判所として今後どのような広報の取組が考えられるか
について

別紙2のとおり

(7) 委員長閉会挨拶

5 次回開催日時及びテーマ

(1) 日時

平成25年12月4日(水)午後1時30分

(2) テーマ

未定

(別紙 1)

(発言者 / 委員 , 事務担当者)

新庁舎の設備等について

少年審判廷には傍聴席を仕切る柵がなかったのに、法廷には柵が設置されていて、家庭裁判所で使用する法廷の雰囲気としては威圧感を感じた。

少年押送車両車庫の天井や壁が、コンクリートの打ちっ放しなので、少年に、暗い所に入っていくという印象を与えるのではないかと。

授乳室に、衝立やカーテンが付いていない点と、ドアに使用中等の表示がないため、ドアが閉まっていた場合に、外から使用中か空室かが分からない点が気になった。また、授乳にはおむつ交換がつきものだが、多目的トイレ内にはおむつ交換スペースがあるものの、授乳室にはないので、おむつ交換スペースの設置を検討してはどうか。

5つの組織が入っている合同庁舎ということだが、地方裁判所のように、普通の生活感覚とは異なる緊張感を備えているべきである一方で、家庭裁判所の和やかな雰囲気も持ち合わせているべきではないかと思う。合同庁舎の新営に当たって、こうしたコンセプトを具現化するための工夫などがあれば聞かせていただきたい。

当庁は、高さ制限の関係で3階建てとならざるを得なかったため、他の裁判所の庁舎と比べて動線が非常に確保しにくいという問題点があった。

もっと階の多い建物であれば、1つ又は2つのフロアを家庭裁判所の専用フロアとし、家庭裁判所の雰囲気を強く反映させることも可能だったが、当庁舎は、他の裁判所も同一フロアに混在し、家庭裁判所だけの雰囲気を強く反映させることが難しかったため、玄関ロビーを中心に南棟と北棟に分け、北棟の1階と2階を家裁専用フロアとすることで、北棟に家庭裁判所の雰囲気を反映するよう工夫している。

刑事裁判に関わる者として、民事事件や刑事事件の法廷は、当事者の権利関係を確定させたり、被告人の刑事責任を審理する場所であることから、ある程度厳粛な雰囲気を持って然るべきと考えていたが、一般の方が見た場合には、威圧感という印象を持たれるのかと、少し驚いた。ただ、訴訟事件を扱う法廷

と、家事審判廷や少年審判廷とでは、自ずと雰囲気違って当たり前だと思う。

学生の見学案内の際には、地方裁判所の法廷と家庭裁判所の審判廷を見てもらえば、両者の雰囲気の違いが分かってよいと思う。

新庁舎の外観は、堅苦しかった旧庁舎に比べて非常に明るい雰囲気になった。兼六園と金沢城公園に隣接する場所で、高さ規制もあることから、庁舎新営の際は相当な苦勞があったのではないかと思う。廊下は、金沢の町家格子をイメージしたデザインということだが、外から見えないのが残念である。廊下の色調は、歩いてみてさほど違和感もなく、リラックスできると感じた。

以前のように家庭裁判所が別庁舎だと、第三者からは、来庁者が入る庁舎によって、なんとなく用件が想像できてしまうところもあったと思うが、新庁舎では、何の用件で入って行ったのか分からないところが合同庁舎のメリットであり、ある意味では「利用しやすい裁判所、入りやすい裁判所」になったという見方もできるのではないか。

(別紙2)

(発言者 / 委員, 事務担当者)

新庁舎の完成を迎え、市民から、家庭裁判所をより一層身近な存在と感じてもらうため、家庭裁判所として今後どのような広報の取組が考えられるかについて

一般的な学生の見学であれば、一回で結審するケースの刑事事件が一番分かりやすく、傍聴にも適している。家庭裁判所に関しては、部屋の区割りが小さい点や磨りガラスが多用されているといった、来庁者の秘密性を配慮した施設という特性を、また、玄関ロビーに多数のパンフレットが備え置かれていたことから分かるように、代理人弁護士が付いていなくても、来庁者が自分である程度まで手続を行うことができる簡易性という特色を学ぶことができるのではないかと。少年審判廷も、地方裁判所の刑事裁判法廷とは異なり、少年法の理念を反映した構造になっている。

一般の方は、用事がない限り、家庭裁判所に来ることはないと思うが、食堂は一般の方も利用できることを取り上げて、市民が親しみやすい家庭裁判所を広報してみてもどうか。

成年後見制度であれば、悩みを抱えた市民に対し、裁判所側から先んじて制度紹介の広報を行えるような柔軟さがあるとよいのではないかと。

障がいを持った人にとっても利用しやすいハード面、ソフト面での工夫があれば、その工夫点について広報を行うとよいのではないかと。また、成年後見制度については、裁判所から金融機関や一般市民の所に出向いて説明を行うと、より効果的ではないかと。

全ての人が、家庭裁判所の業務内容を知っているわけではなく、まだまだ潜在的なニーズがあるのではないかと。例えば、家庭裁判所で取り扱っている事項で、市民に意外と知られていないようなものがあれば、情報を発信していく必要があるのではないかと。紹介していただきたい。

家事の関係でいえば、家庭裁判所は、子の福祉や健全育成を重点的に考えているということで、養育費請求等の調停の中で、子どもとの面会交流を希望する場合には、必要に応じて、児童室を利用して面会交流を行える方法があるということをもっと外部に発信していかなければならないと思う。また、少年

の関係では、再非行防止のために、家庭の監護力を高めるような教育的措置という取組を行っているが、これは、既に非行を犯した少年に対して実施しているものであるため、外部にどこまでアピールしていくのが難しい点もあるが、今後、工夫しながら情報を発信していきたい。

個々の市民にダイレクトに情報を発信するというのは難しいと思うが、裁判所書記官や家庭裁判所調査官が、例えば、少年の所属学校の校長と連携して情報を発信するといった取組をしてみたらどうか。

検察庁では、相談に来られる方の相談内容が家庭裁判所で取り扱うべき事案と判断した場合には、家庭裁判所を紹介することがある。家庭裁判所でも、取り扱っていない事項に関して市民が相談に来られることがあると思うが、そのようなケースをなくすためにも広報活動は重要である。検察庁では、裁判員制度が始まる際、とにかくどこへでも出張して制度の内容を説明したが、そうした広報活動を通じて、少しずつ市民の理解を得られたのではないかと思っている。先ほどの裁判所からの基本説明の中で、公共機関への職員の出張講義という説明があったが、広報活動は、こうすればよいという特效薬はないので、学校や民間へのお出張講義などの回数を増やして、少しずつ裾野を広げていくよう地道に取り組んでいくことが重要だと思う。